

第1章 安心して子どもが健やかに 生まれ育つ環境づくり

第1節 児童の健全育成

次代を担う児童の心身の健やかな成長は極めて重要であり、近年、少子化、核家族化の一層の進行、家庭環境の変化に伴い、家族や地域における児童養育の低下等、児童を取り巻く生活環境は悪化する傾向にあります。

このため、児童館・児童センターの充実を図るとともに、学童保育については、地域の特性を活かしながら1小学校区に1施設を目標に整備を進め、かつ、地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センター事業を展開しながら児童福祉の増進に努めています。

また、平成27年4月からスタートした子ども・子育て支援新制度では、待機児童の解消、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めることから、さらに子ども・子育て支援の充実を図っていきます。

1 児童館・児童センター

子どもに健全な遊びを与え、情操豊かな明るい子に育てるための児童厚生施設として、市内に7か所の児童館・児童センターがあります。市直営施設4か所、民営施設3か所で、専門職員（児童指導員）を中心に遊びの指導をしています。

また、各館で年間を通して、大きく母と子の活動や学童向け活動などに分け、「幼児グループ」をはじめ、「にこにこサロン」、「あそびの広場」等さまざまな事業を行っています。

(1) 児童館・児童センター施設一覧

名 称	施 設 内 容	住 所	開設年月
駒木台児童館	遊戯室・図書室・集会室	駒木台 221-3	昭和 52 年 4 月
江戸川台児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	江戸川台東 1-251	昭和 53 年 4 月
思井児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	思井 79-2	昭和 54 年 4 月
向小金児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	向小金 2-192-2	昭和 55 年 4 月
十太夫児童センター	遊戯室・図書室・工作室	十太夫 97-1	昭和 57 年 4 月
野々下児童センター	遊戯室・図書室・集会室・体育室	野々下 2-709-3	昭和 59 年 4 月
赤城児童センター	遊戯室・図書室・体育室	流山 8-1071	昭和 63 年 4 月

(2) 児童館・児童センター活動状況 (平成26年度)

集団指導参加者数・任意利用者数

単位：人

区 分	就学前 児童		小学生		中学生	その他		ボラ ンテ ィア 活動	合 計	
	集団	任意	集団	任意	任意	集団	任意		集団	任意
駒木台児童館	1,757	2,830	1,292	3,160	95	1,679	2,585	21	4,749	8,670
江戸川台児童センター	3,778	3,420	1,443	7,018	62	3,270	2,976	194	8,685	13,476
思井児童センター	2,237	2,330	1,430	6,028	72	2,083	1,950	196	5,946	10,380
向小金児童センター	3,762	2,327	2,089	8,797	415	3,410	1,972	68	9,329	13,511
十太夫児童センター	4,832	2,981	2,273	6,903	2	4,546	2,877	116	11,767	12,763
野々下児童センター	2,095	2,225	1,765	5,648	54	1,883	1,825	88	5,831	9,752
赤城児童センター	3,257	2,394	1,993	6,932	69	3,037	2,083	56	8,343	11,478
合 計	21,718	18,507	12,285	44,486	769	19,908	16,268	739	54,650	80,030

2 地域子育て支援センター

子育てに対する身体的、心理的負担が増大している今日、交流の場の提供や育児不安の解消、子育ての指導などの相談に応じる施設です。

(1) 公立

(平成26年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面 接 相 談		子どもの数 (人)	親 子 (組)
	利用日・時間	件数(件)	利用日・時間	件数(件)		
流山市地域子育て支援センター ゆうゆう	月～金 9:30～16:30	22	月～金 9:30～16:30	162	4,687	3,950

(2) 私立

(平成26年度)

名 称	子 育 て 相 談				フロアー利用	
	電 話 相 談		面接相談 (要予約)		子どもの 数(人)	親 子 (組)
	利用日・ 利用時間	件数 (件)	利用日・ 利用時間	件数 (件)		
CMS子育てステーション (おおたかの森ナーサリースクール分園)	月～金 9:00～16:00	5	月～金 9:00～16:00	86	4,760	4,700
ずくぼんじょ(松の実保育園)	月～金 9:00～17:00	0	月～金 9:00～17:00	33	1,307	1,026
かるがも(かやの木保育園)	月～金 9:00～16:00	17	月～金 9:00～16:00	89	3,821	3,361
わらしこ(流山わらしこ保育園)	月～金 9:00～16:00	2	月～金 9:00～16:00	252	6,331	5,538
さくらんぼ(南流山聖華保育園)	月～金 9:00～16:00	1	月～金 9:00～16:00	246	928	855
らぶりー(なかよし保育園)	月～金 9:30～15:00	6	月～金 9:30～15:00	328	2,789	2,662
やぎきた(八木北保育園)	月～金 9:30～16:00	2	月～金 9:30～16:00	156	2,148	1,952
おひさま(城の星保育園)	月～金 9:30～16:30	0	月～金 9:30～16:30	28	1,684	1,569
いつきさくらんぼルーム (聖華いつき保育園)	月～金 9:30～16:30	0	月～金 9:30～16:30	177	912	882
ひまわり (えどがわ森の保育園)	月～金 9:30～14:00	0	月～金 9:00～14:00	54	2,037	1,684

名 称	子 育 て 相 談				フローア-利用	
	電 話 相 談		面接相談（要予約）		子どもの数 （人）	親子 （組）
	利用日・時間	件数 （件）	利用日・時間	件数 （件）		
おひさま城の星お おたかの森（城の 星おたかの森保 育園）	月～金 9:00～15:00	0	月～金 9:00～15:00	530	2,627	2,244
ぺんぎん 森の葉保育園	月～木 12:00～14:00	0	月～木 12:00～14:00	40	1,383	1,236
みらい（名都借み らい保育園）	月～木 9:00～16:00	0	月～木 9:00～16:00	1	200	147

3 学童保育所

学童保育所は、概ね小学校1年から3年の児童がいる家庭で、保護者が共働きなどの理由で、下校後の家庭保育ができない場合に、児童をあずけることができる施設です。

なお、平成24年度から、学童クラブの管理運営に指定管理者制度を導入しました。

（平成26年度）

指定管理者事業者	名 称	定 員 （人）	年間延入所 児童数（人）	総事業費（円）
特定非営利活動法人 green	江戸川台第1学童クラブ	70	231	34,205,000
	江戸川台第2学童クラブ	45	560	
	江戸川台第3学童クラブ	45	558	
	もりのいえ第1学童クラブ	50	235	
	もりのいえ第2学童クラブ	35	562	
	もりのいえ第3学童クラブ	35	572	
特定非営利活動法人 green	西初石子どもルーム	50	681	21,033,000
	つくしんぼ学童クラブ	50	582	
	たんぽぽ学童クラブ	45	415	
NPO法人 でんでんむし	山びこルーム	45	611	38,626,000
	第1おたかの森ルーム	70	954	
	第2おたかの森ルーム	40	480	
	ひよどり学童クラブ	50	667	

社会福祉法人 生活クラブ	ちびっこなかよしクラブ	45	555	22,585,000
	ちびっこのびのびクラブ	45	534	
	おおぞら学童	70	1,066	
社会福祉法人 流山市社会福祉協議会	ひまわり学童クラブ	50	708	26,830,380
	あすなろ学童クラブ	70	972	
NPO法人 Rise Up 女性サポート実行委員 会	そよかぜ学童クラブ	45	195	24,596,000
	たけの子ルーム	50	473	
	あずま学童クラブ	60	744	
合 計		1,065	12,355	139,544,000

4 流山市ファミリー・サポート・センター

育児の援助が必要な人（利用会員）と、育児の援助ができる人（提供会員）からなる会員組織で、その会員相互による育児の援助活動を行っています。

ファミリー・サポート・センター活動状況（平成26年度）

（平成27年3月末現在）

登録会員数（人）		活 動 内 容	件数
利 用 会 員	809	保育施設の保育開始時や保育終了後の子どもの預かり	11
提 供 会 員	270	保育施設までの送迎	3,060
両 方 会 員	46	放課後児童クラブ終了後の子どもの預かり	1,512
合 計	1,125	学校の放課後の子どもの預かり	272
		冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	12
		買い物等外出の際の子どもの預かり	153
		その他 保護者の短時間、臨時的就労の際の預かり、子どもの 習い事等の援助、放課後児童クラブへの送迎、保護者 などの病気等	1,676
		合 計	6,696

5 子どもショートステイ

児童の保護者が病気等により一時的に養育が困難となった時、児童養護施設において児童を養育する事業です。

（平成26年度）

登録件数		利用件数（延べ）		
世 帯	登録児童数（人）	日帰り（日）	宿泊（日）	夜間（日）
47	66	7	15	0

6 子どもの遊び場

子ども達が健やかに成長できるよう、子どもの遊び場の整備に努めています。

(平成 27 年 3 月末現在)

子どもの遊び場	箇所数	延面積 (㎡)
	9	17,582.94

7 つばさ学園及び児童デイつばさ

心身の発達に心配や遅れのある児童が保護者のもとから通い、社会に適応するために、必要な生活、学習、運動等の支援を行う施設です。

1 つばさ学園及び児童デイつばさの支援について

- (1) 家庭との連携：児童の生活リズム、児童に対する働きかけを面接や連絡帳で行います。
- (2) 基礎運動：児童の身体機能を育てるため、寝返り、腹這い等により基本的な運動能力を育てます。
- (3) あやし・ゆさぶり：児童と大人（保護者・職員）とのあやし期・ゆさぶり期の遊びを通して、情緒の安定や遊びの基礎を育てます。
- (4) 自然・音楽・ことば・絵画・体育・生活：6 領域から、遊びや課題活動に取り組みます。

2 幼児ことばの相談室

ことばの遅れ、発音、難聴、吃音などの状態に心配のある就学前の幼児に対して、その状態が改善又は、軽減するように相談及び支援を行っています。

3 療育相談室

随時、電話での相談や予約による面接相談、小児科医、小児神経科医、精神科医の診察、心理相談員・言語聴覚士による発達検査を行います。

また、グループ支援や市内保育所、幼稚園の巡回支援を行います。

4 外来療育

年齢や状態に応じて週 1 回、親子支援を行います。また、理学療法士による P T 訓練も実施します。

つばさ学園通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

単位：人

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	1	0	1	1	0	1	0	0
	4歳	5	2	7	8	2	10	4	4
	5歳	3	2	5	4	2	6	8	3
	6歳以上	9	1	10	5	0	5	4	1
	小 計	18	5	23	18	4	22	16	8
女	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	0	0	0	0	0	0	0	0
	4歳	2	0	2	2	0	2	3	1
	5歳	3	2	5	1	0	1	1	1
	6歳以上	0	2	2	3	2	5	1	0
	小 計	5	4	9	6	2	8	5	2
合 計	23	9	32	24	6	30	21	10	

(2) 進路状況

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
継続通園	14	18	22
普通学級	0	0	0
特別支援学級	3	2	0
特別支援学校	9	8	7
幼稚園・保育所	2	1	1
その他	4	1	1
合 計	32	30	31

児童デイつばさ通園児・進路状況

(1) 通園児の状況

単位：人

区 分	平成 24 年度			平成 25 年度			平成 26 年度		
	知的	重複	合計	知的	重複	合計	知的	重複	合計
男	3歳未満	1	0	0	0	0	0	1	1
	3歳	3	0	3	3	3	2	1	3
	4歳	1	0	1	6	0	11	1	12
	5歳	5	0	5	3	0	5	0	5
	6歳以上	4	0	4	5	0	1	0	1
	小 計	14	0	14	17	3	20	19	3
女	3歳未満	0	0	0	0	0	0	0	0
	3歳	1	2	3	2	0	2	0	2
	4歳	1	0	1	0	0	2	0	2
	5歳	4	0	4	1	1	1	0	1
	6歳以上	0	0	0	3	0	1	1	2
	小 計	6	2	8	6	1	7	6	1
合 計	20	2	22	23	4	27	25	4	29

(2) 進路状況

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
継続通園	6	11	15
普通学級	0	1	0
特別支援学級	4	5	3
特別支援学校	0	0	0
幼稚園・保育所	5	5	6
その他	7	5	5
合 計	22	27	29

8 幼児ことばの相談室

(1) 相談支援日数等の概要

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援日数(日)	216	216	214
延相談支援件数(件)	1,315	1,445	1,255
1日平均件数(件)	6.1	6.7	5.9

(2) 受付幼児の指導

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
前年度からの継続支援	16	18	12
新規面接後支援開始	35	31	39
合 計	51	49	51

(3) 支援幼児の動向

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
完治終了	3	5	5
転居等の退室	4	0	2
就学による終了	26	32	24
次年度に継続	18	12	20
合 計	51	49	51

(4) 支援幼児の主訴内訳

単位：人

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
ことばの遅れ	34	31	32
発音異常(構音障害)	13	15	15
難 聴	2	1	0
吃 音	2	2	4
合 計	51	49	51

9 療育相談**(1) 相談状況**

(平成 26 年度)

区 分 (主訴別)	相 談 延件数	男女	2歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳以上	合計
ことばの遅れ	204	男	6	31	61	35	30	1	164
		女	0	5	17	8	10	0	40
発達の遅れ	139	男	16	19	25	12	10	2	84
		女	15	13	6	14	4	3	55
その他	190	男	14	14	35	31	20	5	119
		女	14	10	11	21	13	2	71
合 計	533		65	92	155	121	87	13	533

(2) 外来療育利用状況

(平成 26 年度)

	利 用 延件数	男女	2 歳未満	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	6 歳	合計
療 育 対象児	600	男	2	4	15	12	4	0	37
		女	2	4	4	2	1	0	13

第2節 保育サービス体制の充実

1 要保育児童の状況

平成27年4月1日現在、市内の就学前児童（0～5歳）の数は、10,738人でこれらの児童のうち、両親が共働きの家庭や、母子・父子家庭など日中保護者に代わって保育する必要がある児童（要保育児童）は、およそ28%（3,006人）と推定されます。

2 認可保育所入所児童数の推移

平成27年4月1日現在、市内の保育所に入所した児童は3,325人（うち管外受託69人）で、これを年齢別にみると、4歳以上児が36%を占め、3歳児19%、3歳未満児が45%となっています。この他、市が他市町村の保育所に入所の依頼（管外入所委託）をした児童の数は22人です。

入所申請数と入所児童数の推移（管外入所委託を除く）

単位：人（各年度4月1日現在）

区 分	平成25年度			平成26年度			平成27年度		
	公立	私立	合計	公立	私立	合計	公立	私立	合計
申請者数	589	2,084	2,673	571	2,401	2,972	567	2,807	3,374
入所者数	578	2,038	2,616	556	2,348	2,904	560	2,765	3,325

年齢別入所児童数（管外入所委託を除く）

単位：人（平成27年4月1日現在）

区 分	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	合 計
公 立	11	79	112	114	124	120	560
私 立	169	527	575	534	496	464	2,765
合 計	180	606	687	648	620	584	3,325

3 小規模保育事業所

平成27年4月1日から、子ども・子育て支援新制度がスタートし、流山市には小規模保育事業所が1園開園しています。

小規模保育事業所入所児童数

単位：人（平成27年4月1日現在）

区 分	0歳	1歳	2歳	合 計
私 立	0	3	8	11
合 計	0	3	8	11

（小規模保育事業所は3歳児以上の受け入れは無し）

3 保育内容

(1) 時間外保育

保護者の勤務形態の事情により、下記の時間帯で時間外保育を行います。

ア 公立保育所 月～土 (7時～8時・16時～19時)

イ 私立保育園

- ・なかよし保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時) 土 (16時～19時)
- ・おおたかの森ナーサリースクール
月～土 (7時～8時・16時～19時)
- ・八木北保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時) 土 (16時～17時30分)
- ・松の実保育園 月～金 (7時～8時・16時～19時) 土 (16時～18時)
- ・流山セントラルナーサリースクール 月～土 (7時～8時・16時～19時30分)
- ・かやの木保育園 月～金 (7時～8時 16時～21時) 土 (16時～18時30分)
- ・みやぞの保育園 月～土 (7時～8時・16時～21時)
- ・南流山聖華保育園 月～土 (7時～8時・16時～21時)
- ・生活クラブ風の村わらしこ保育園流山 月～金 (7時～8時・16時～22時)
土 (16時～19時)
- ・城の星保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時) 土 (16時～19時30分)
- ・森の葉保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・聖華いつき保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・えどがわ森の保育園 月～土(7時～8時・16時～20時)
- ・ロータスキッズスクエア 月～金 (7時～8時・16時～19時30分)
土 (16時～18時30分)
- ・名都借みらい保育園 月～土 (7時～8時・16時～22時)
- ・おおたかの森聖華保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・城の星おおたかの森保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
土 (16時～19時30分)
- ・えどがわ南流山保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・ぽけっとランド江戸川台駅前保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・けやきの森保育園おおたかの森園 月～金(7時～8時・16時～19時30分)
土 (7時～8時・16時～18時30分)
- ・おおたかの森ヒルズナーサリースクール 月～金(7時～8時・16時～20時)
土 (7時～8時・16時～19時)
- ・聖華マリン保育園 月～土 (7時～8時・16時～20時)
- ・慶櫻おおたかの森保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
土 (16時～19時)
- ・暁の星保育園 月～金 (7時～8時・16時～20時)
土 (16時～19時30分)

- ・南流山保育園ひびき 月～土（7時～8時 16時～20時）
- ・（小規模）スターキッズおおたかの森園 月～土（7時～8時 16時～20時）

（2）乳児保育

近年、女性の社会進出の増加や就労形態の変化に伴い、当市では、公立保育所は、生後6か月から、私立は、産休明けから保育を実施しています。

（3）子育て電話相談

社会情勢の変化の中で、家庭における幼児のしつけ・遊び等、保育面での電話相談に応じています。

場 所；平和台保育所・江戸川台保育所・向小金保育所・地域子育て支援センターゆうゆう・なかよし保育園・おおたかの森ナーサリースクール・八木北保育園・流山セントラルナーサリースクール・松の実保育園・かやの木保育園・みやぞの保育園・生活クラブ風の村わらしこ保育園流山・南流山聖華保育園・城の星保育園・森の葉保育園・聖華いつき保育園・えどがわ森の保育園・ロータスキッズスクエア・城の星おおたかの森保育園・名都借みらい保育園・聖華マリン保育園

（4）病後児保育

児童が病気の回復期にあり、集団保育が困難な期間に一時的にお預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援しています。

場 所；生活クラブ風の村わらしこ保育園流山・南流山聖華保育園

（5）統合保育

保育所入所要件のない家庭の障害児に対して、集団保育を実施することにより、保護者の子育て支援及び児童の福祉の増進を図ります。

場 所；中野久木保育所

（6）送迎保育ステーション

保育需用の地域的偏在等により異なる保育所の入所者数の均衡を図るとともに、保育所の入所待機児童の解消及び児童の送迎に係る保護者の負担の軽減を図ります。

4 市内保育所等一覧

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

区分	保育所名	所在地	定員	開設 年月日	電 話	育児相談
公立	中野久木保育所	中野久木 373	120	S30. 5. 1	7152-0921	
	平和台保育所	平和台 2-6-3	180	S40. 4. 1	7158-1424	7158-1435
	江戸川台保育所	江戸川台東 3-5	120	S40. 4. 1	7152-0611	7152-0648
	向小金保育所	向小金 3-102-1	120	S50. 6. 1	7174-5217	7174-8853
	東深井保育所	東深井 177-2	120	S52. 4. 1	7154-6025	
私立	なかよし保育園	南流山 7-5-1	120	S49. 4. 1	7158-5500	左に同じ
	おおたかの森ナーサ リースクール	十太夫 99-4	220	S51. 4. 1	7154-2448	7178-3061
	八木北保育園	駒木台 118-1	120	S55. 4. 1	7152-0504	7170-2007
	松の実保育園	名都借 464	90	S55. 4. 1	7145-4312	7145-4312
	流山セントラルナー サリースクール	西平井 588	99	S56. 4. 1	7159-7473	左に同じ
	かやの木保育園	大畔 198	120	H13. 4. 1	7159-2700	7159-2813
	みやぞの保育園	宮園 2-8-15	80	H15. 4. 1	7159-2954	左に同じ
	生活クラブ風の村 わらしこ保育園流山	加 4-12	70	H16. 4. 1	7150-2654	7150-5002
	南流山聖華保育園	南流山 2 - 29 - 4	120	H17. 7. 1	7159-3401	左に同じ
	城の星保育園	流山 9-500-42	120	H22. 4. 1	7170-2111	左に同じ
	森の葉保育園	上新宿 111-8	90	H23. 4. 1	7138-5105	7138-5105
	聖華いつき保育園	南流山 1-17-4	90	H23. 4. 1	7158-1145	左に同じ
	えどがわ森の保育園	駒木 474	120	H23. 4. 1	7152-1155	左に同じ
	ロータスキッズ スクエア	東初石 6-186-24	90	H23. 12. 1	7136-1020	
	名都借みらい保育園	名都借 289	120	H24. 4. 1	7170-1417	左に同じ
	おおたかの森聖華 保育園	長崎 2-24-1	120	H24. 7. 1	7146-0303	
	城の星おおたかの森 保育園	野々下 1-292	180	H24. 7. 1	7197-2666	左に同じ
	えどがわ南流山 保育園	木 305	120	H25. 4. 1	7157-8855	
	ぼけっとランド 江戸川台駅前保育園	江戸川台西 2-3-1	45	H25. 4. 1	7156-3155	

	けやきの森保育園 おおたかの森園	新市街地地区 C78 街区 1	150	H26. 4. 1	7155-8022	
	おおたかの森ヒルズ ナーサリースクール	東初石 6-183-1 ライガーデン流山 おおたかの森 301	120	H26. 4. 1	7197-7068	
	聖華マリン保育園	流山市東初石 5-141-25 (新 C44 街区 6)	120	H27. 4. 1	7154-5252	左に同じ
	慶櫻おおたかの森保 育園	流山市市野谷 787-2 (新 A24 街 区 2 画地)	150	H27. 4. 1	7189-8900	
	暁の星保育園	流山市西初石 5-69-1 (新 B8 街 区 1)	120	H27. 4. 1	7197-7756	
	南流山保育園ひびき	流山市南流山 6-13-4	120	H27. 4. 1	7199-7815	
小規模	スターキッズおおた かの森保育園	流山市市野谷 660-1 (新 A-4 街 区-1 ザ・フォレ ストレジデンス K-3)	18	H27. 4. 1	7178-7234	

5 保育所の運営費

保育所の運営にかかる費用（運営費）は、保育所の増設により増加傾向にありますが、入所児童1人当りの年額が1,319,230円となり、前年度に比べ減少となりました。その負担割合は、下記のようになります。

児童一人当たり運営費の負担割合

単位：千円

保護者負担	公的負担
1,029,911 (25.6%)	2,986,923 (74.4%)

運営費負担割の推移

単位：千円

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度
管理運営費		3,501,950	3,725,327	4,016,834
(%)		100	100	100
財源内訳	保護者負担金	790,782	905,062	1,029,911
	(保育料) (%)	22.6	24.3	25.6
	公的負担	2,711,168	2,820,265	2,986,923
	(%)	77.4	75.7	74.4

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度
年間延入所児童数(人)	29,827	33,503	36,538
児童1人当たり運営費(年額：円)	1,408,905	1,334,326	1,319,230

6 保育料

流山市保育料徴収基準額表（2号認定及び3号認定）

児童の属する世帯の階層区分		保育料(月額)						
		保育標準時間			保育短時間			
階層区分	定義	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	3歳未満児	3歳児	4歳以上児	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	0円	0円	0円	0円	0円	
B	市町村民税非課税世帯	1,500	1,000	1,000	1,400	900	900	
C1	市町村民税の所得割課税の額の区分が次の区分に該当する世帯	16,200円未満	8,500	5,800	5,800	8,300	5,700	
C2		16,200円以上32,400円未満	10,100	7,800	7,800	9,900	7,600	7,600
C3		32,400円以上48,600円未満	11,900	9,400	9,400	11,600	9,200	9,200
D1		48,600円以上54,600円未満	13,400	11,000	11,000	13,100	10,800	10,800
D2		54,600円以上60,600円未満	14,800	12,500	12,500	14,500	12,200	12,200
D3		60,600円以上72,700円未満	19,100	16,700	14,500	18,700	16,400	14,200
D4		72,700円以上84,800円未満	22,100	19,800	14,900	21,700	19,400	14,600
D5		84,800円以上97,000円未満	24,900	23,000	15,300	24,400	22,600	15,000
D6		97,000円以上109,000円未満	29,900	26,300	16,300	29,300	25,800	16,000
D7		109,000円以上121,000円未満	31,800	26,800	16,900	31,200	26,300	16,600
D8		121,000円以上133,000円未満	33,900	26,900	17,400	33,300	26,400	17,100
D9		133,000円以上145,000円未満	36,700	27,000	18,000	36,000	26,500	17,600
D10		145,000円以上157,000円未満	39,800	27,100	18,500	39,100	26,600	18,100
D11		157,000円以上169,000円未満	42,700	27,200	19,000	41,900	26,700	18,600
D12		169,000円以上195,400円未満	45,900	27,500	19,600	45,100	27,000	19,200
D13		195,400円以上248,200円未満	54,500	28,100	21,300	53,500	27,600	20,900
D14	248,200円以上301,000円未満	59,900	28,600	22,300	58,800	28,100	21,900	
D15	301,000円以上397,000円未満	62,300	29,100	23,400	61,200	28,600	23,000	
D16	397,000円以上	65,000	30,000	24,800	63,800	29,400	24,300	

備考

1 この表のC1からD16の階層における「所得割課税の額」とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第2号に規定する所得割の額をいう。ただし、所得割を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

- (1) 地方税法第37条の2及び第314条の7
- (2) 地方税法第37条の3及び第314条の8
- (3) 地方税法第37条の4及び第314条の9
- (4) 地方税法附則第5条
- (5) 地方税法附則第5条の4

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額から順次控除して得た額を所得割の額とする。

2 児童の属する世帯がB階層と認定された世帯であっても、当該認定された世帯が次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該認定された世帯の保育料の額は無料とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯
- (2) 次に掲げる者のいずれかを有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日付け厚生省発見第156号厚生事務次官通達)に基づく療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
 - エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

3 この表の年齢区分は、保育所で保育を実施した日の属する年度の初日における満年齢によるものとし、当該年度中に限り変更がないものとする。

4 BからD16までの階層の世帯において、2人以上の児童(小学校就学前の児童に限る。)が保育所、幼稚園、認定子ども園又は特定地域型保育事業者による保育を受けている場合における2人目以降の児童(小学校就学前の児童に限る。)に係る保育料の月額、この表に定める保育料の額(以下「基準額」という。)にかかわらず、次の各号に掲げる児童の区分に応じ、当該各号に定める方法により算出して得た額(当該額に10円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

- (1) 2人目の児童(小学校就学前に限る。次号において同じ。)に係る保育料の額 基準額×1/2
- (2) 3人目以降の児童に係る保育料の額 無料

7 私立保育所に対する助成

流山市では、公・私立保育所の格差是正、保育環境の充実及び保育所運営の健全化を目的として、私立保育所に対して各種の助成制度を設けています。

私立保育所各種助成

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

助 成 項 目	助 成 の 内 容
民間保育士給与改善事業	私立保育所の保育士の定着を図り、私立保育所の安定した運営を確保するために、職員の給与改善に要する経費
一時預かり事業	私立保育所が、一時・特定保育事業を実施するために要する経費
地域子育て支援センター事業	私立保育所が、地域子育て支援センター事業を実施するために要する経費
予備保育士設置事業	定員 60 人以上の私立保育所であって、保育士の労働条件の改善及び保育内容の充実を目的として保育士定数を超えて設置する保育士に係る経費
保育向上保育士設置事業	予備保育士を設置している保育所であって、保育士定数を超えて設置する保育士に要する経費
完全給食実施事業	完全給食を実施するために、調理員等定数を超えて設置する調理員等又はその他の職員及び材料費、炊具食器費、光熱水費等に係る経費
延長保育促進事業	私立保育所が、延長保育促進事業を実施するために要する経費
保育所地域活動事業	私立保育所が、創意工夫ある取組みに要する経費
保育所分園推進事業	私立保育所が、待機児童解消促進事業を実施するために要する経費
児童災害共済加入事業	独立行政法人 日本スポーツ振興センター納付金に要する経費
賠償責任保険加入事業	賠償責任保険料に要する経費
保育士等処遇改善臨時特例事業	保育所職員（非常勤職員を含み、経営に携わる法人の役員を除く。）の賃金改善に要する経費
保育所整備費借入金利子補給事業	施設整備等の理由で融資を受け、県の利子補給で補えない部分についてその 2 分の 1 を補助する。（平成 22 年度以降、新保育園に対しての補助はなし）
保育所施設整備補助事業	1 対象事業 国交付金対象事業 2 対象経費 工事費又は工事請負費及び工事事務費 3 助 成 額（国交付金対象事業） 補助対象経費 国交付金基礎基準額×1/2
自動体外式除細動器設置補助事業	私立保育所が、自動体外式除細動器設置をリースにて導入する際に要する経費の 2 分の 1 を補助する。